

## 令和6年能登半島地震に伴う

# 被災自治会等集会所復旧支援制度

新潟市

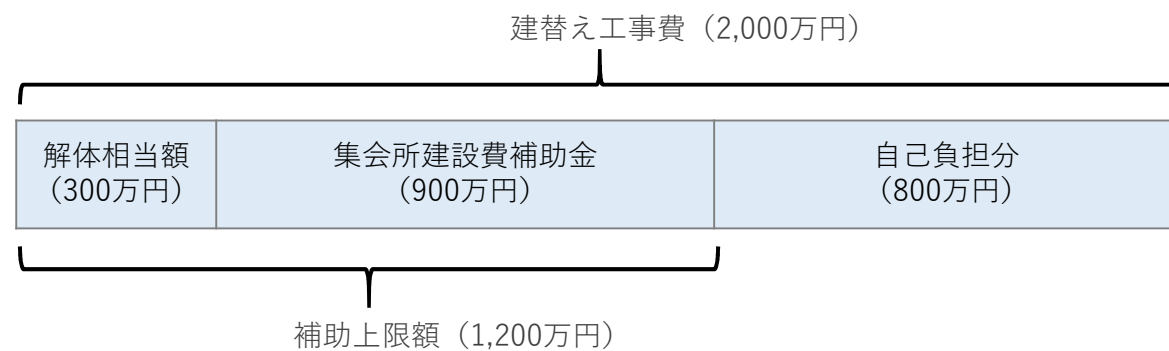
### 3 被災した集会所の建替えなどについて

#### 1 集会所を建替える場合（現集会所と別な場所への建て替えも可）

- 解体工事は、補助対象となります。
- 解体工事を早急に実施したい場合や別な場所に建替える場合など、解体と建設が別工事になる場合は、それぞれ別の制度を併用して利用することができます。  
※解体工事は公費解体制度、建設工事は補助金を利用。  
(公費解体の申請期限は7月31日まで)
- 公費解体制度は全額公費負担のため自治会負担は生じません。  
ただし、杭や地下階などは対象外となるため、別途工事が必要となる場合があります。
- 公費解体制度と補助金を併用して利用する場合、補助金からは解体にかかる工事費用相当額（解体相当額）を差し引きます。
- 建替工事の期間中、他の施設を借りる場合は、現行の借上げ補助制度を利用することができます。

#### 補助金と公費解体制度を併用した場合の計算例

建替工事費が2,000万円で補助上限額の1,200万円が適用され、解体相当額が300万円だった場合。補助金は、上限額1,200万円から解体相当額300万円を引いた、900万円の交付となります。解体相当額は、本市が空き家を解体する際に積算した工事費を参考とした㎡単価を基に算出します。



制度を併用した場合と、補助金のみで工事を実施した場合とでは、補助金額に違いがでます。補助金額の違いについては、実際の解体工事の見積額と、市が算出する解体相当額とを比較する必要がありますので、解体工事費がわかる見積額を取得し受付窓口にご相談ください。

#### 2 現集会所を解体し、今後は他の施設を借り上げる場合

- 解体工事は、補助対象となります。
- 解体工事は公費解体制度を利用することもできます。（申請期限は7月31日まで）
- 借上げする施設について修繕が必要な場合、修繕費は補助対象となります。  
修繕の補助率は3/4で、補助上限額は750万円です。
- 他の施設借上げにかかる費用は、現行の借上げ補助制度の適用になります。  
借上げ補助制度の補助率は1/2で、補助上限額は30万円です。

#### 3 集会所を維持しないで、単に解体する場合

- 解体工事のみの場合は、補助金の対象になりません。
- ただし、公費解体制度を利用することはできます。（申請期限は7月31日まで）

#### 相談および申請の窓口

##### 受付時間

平日 午前8時30分～午後5時30分

##### 受付窓口

	北区地域総務課	北区東栄町1丁目1番14号	025-387-1165
	東区地域課	東区下木戸1丁目4番1号	025-250-2120
	中央区地域課	中央区西堀通6番町866番地	025-223-7025
	江南区地域総務課	江南区泉町3丁目4番5号	025-382-4624
	秋葉地域総務課	秋葉区程島2009番地	0250-25-5670
	南区地域総務課	南区白根1235番地	025-372-6605
	西区地域課	西区寺尾東3丁目14番41号	025-264-7172
	西蒲区地域総務課	西蒲区巻甲2690番地1	0256-72-8156



#### 申請書類について

申請書などの各種書類は、新潟市のホームページからダウンロードしていただくか、上記の受付窓口申し出てください。



新潟市 集会所 能登

新潟市 公費解体



【集会所復旧支援についての問合せ】 新潟市 市民生活部 市民協働課 TEL 025-226-1102  
 【公費解体制度についての問合せ】 新潟市 環境部 循環社会推進課 TEL 025-226-1391

# 1 制度概要

令和6年能登半島地震で被災した自治会等集会所について、地域活動の早期再開に向けて、現行の「新潟市自治会等集会所建設費補助金交付要綱」とは別に支援内容を拡充した新制度を創設しました。

## 1 「建替え、購入又は大改修」の場合

		新制度	【参考】 現行の補助金制度
補助対象となる条件		「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」のいずれかに該当した場合に限る。(※1)	
補助率		3 / 4	1 / 2
補助上限額	普通	1,200万円	800万円
	大規模(※2)	1,800万円	1,200万円
拡充した補助対象工事		解体(※3)、 外構、地盤改良 等	

- (※1) 住家の罹災証明書交付と同様に内閣府が定めた指針に基づく調査を実施し、交付する「被災証明書」により判定します。
- (※2) 500世帯以上の大規模自治会の場合。
- (※3) 別途集会所を用意(維持)しないで解体のみを行う場合は、新制度の補助対象外となりますが、環境部の公費解体制度の対象となります。

## 2 「修繕」の場合

		新制度	【参考】 現行の補助金制度
補助対象となる条件		能登半島地震で被災した箇所の修繕に限る。(※4) また補助対象となる修繕費が30万円以上の場合に限る。	
補助率		3 / 4	1 / 3
補助上限額		750万円	100万円
拡充した補助対象工事		外構、地盤改良、 建具などの修繕 等	

- (※4) 被災の程度は問いません。「被災証明書」は不要です。  
既に修繕し終わった場合も補助対象となる場合がありますので、ご相談ください。

# 2 申請手続きの流れ

